

12月2日以降の保険証等の取り扱いについて



健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、原則として、『マイナ保険証』の利用をお願いいたします。すでに資格取得（扶養認定）されている方で『マイナ保険証』が未登録、かつ、資格確認書をお持ちでない加入者の方は、お早目に『マイナ保険証』の利用登録やマイナンバーカードの電子証明書の更新（有効期限のご確認等）をお願いいたします。

健康保険証廃止（令和7年12月2日）以降は、マイナ保険証の利用登録がある方には、原則として資格確認書は交付されません。高齢受給者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証も原則として交付されません（次頁の「各種証の発行について」をご確認ください）。

マイナンバーカードの紛失や棄損等によりマイナ保険証を利用することができない場合は別添1「資格確認書（再）交付申請書」を日本年金機構本部労務管理部給与グループ経由で健康保険組合へご提出ください。

『マイナ保険証』による医療機関の受診は、重複検査や重複投薬のリスク減少、窓口での支払いが自己負担限度額までとなること、マイナポータルによる医療費控除の確定申告ができる等のメリットがあり、資格確認書の発行が不要です。『マイナ保険証』は持っているが念のため資格確認書も持っておきたいという理由での交付申請はできませんのでご留意ください。

照会先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは12時～13時を除いた時間帯にお願いします。 (12時～13時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	【別添1】資格確認書（再）交付申請書

健康保険証の回収について

期間	資格喪失・氏名変更等の健康保険証の取り扱い
健康保険証の発行廃止日 令和6年12月2日 から 令和7年12月1日	回収あり
経過措置終了日 令和7年12月2日以降	回収なし

令和7年12月1日までに資格喪失・氏名変更等がある場合は、日本年金機構本部労務管理部給与グループ経由で健康保険証を返納してください。健康保険証廃止の経過措置終了日（令和7年12月2日）以降は、健康保険証の回収は必要ありませんので、ご自身で廃棄する等のご対応をお願いいたします。

- （例）資格喪失・氏名変更等が令和7年12月1日の場合 → 健康保険証の回収あり
資格喪失・氏名変更等が令和7年12月2日の場合 → 健康保険証の回収なし

資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証は、喪失等の事由が発生した際に回収となりますので、返納していただきますようお願いいたします。

各種証の発行について

適用期間	令和7年12月2日以降		
申請者の状態	マイナ保険証 (利用登録あり)	マイナ保険証（利用登録なし）	
		交付について	申請書等送付先
資格確認書	原則交付なし	(マイナンバーカード紛失等の急ぎの場合) 申請交付	日本年金機構労務管理部給与G宛
		(随時) 職権交付	—
高齢受給者証	原則交付なし	(交付要件を満たした場合) 交付	—
限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	原則交付なし	申請交付	健康保険組合宛

令和7年12月2日以降は、『マイナ保険証』の利用登録がある方には、原則として（マイナンバーカードを紛失した等の特段の理由がない場合）各種証は交付しません。

【各種証の交付をご希望の場合】

『マイナ保険証』の利用登録状況を事前にご確認のうえ、申請書を提出してください。

『マイナ保険証』の利用登録がある方からの申請書類は返却不可となります。

申請書を送付後、1週間以上ご連絡がない場合は、送付先へお問い合わせをお願いします。